

贈り物の受け取りに関する指令

目的

1. ミャンマー国では汚職や腐敗が蔓延しており、これを短期間で撲滅させることが、大きな課題となっている。賄賂や腐敗は、社会、経済、法の支配に悪影響を及ぼすため、あらゆる角度から効果的に対処する必要がある。
2. 汚職の始まりは贈り物の授受から始まることがあるため、社交上の贈り物と賄賂としての贈り物を区別することができるよう、この指令を発令する。

定義

3. 贈り物には、金銭及び価値のある物を含め、金、銀、航空券、無料宿泊券、無料飲食券、接待、ゴルフ会員券等が含まれる。

基本方針

4. 政府構成員、政府が組織した委員会及び団体の構成員並びに公務員は、自身の役職に関連して渡されたとみなされる、団体及び個人からの贈り物を受け取ることを禁止する。

禁止対象となる組織および個人

5. 下記の者からの贈り物を受け取ってはならない。
 - (ア) 職権から利益を享受しようとし、その行為を依頼する団体及び個人
 - (イ) 担当する団体、管轄する団体及び経済事業を営む又は営もうとする団体及び個人
 - (ウ) 職務上遂行しなければならない公務の遂行により利益を享受する団体及び個人
 - (エ) 職務上遂行しなければならない公務を遂行しないことにより利益を享受する団体及び個人

例外

6. 例外として下記に掲げる物を受け取ることができる。
 - (ア) 贈り物の価値が25,000チャット以下の物（一団体、一個人から受け取る贈り物は、一年間に100,000チャット以上であってはならない。）
 - (イ) 公的な地位のためではなく、家族関係や個人的な関係により渡された贈り物（渡された贈り物は、第5条の禁止事項に該当する贈り物であってはならない。）
 - (ウ) 祭日に一年に一回敬意を表して渡される100,000チャット以内の贈り物（例、ダディンジュ月の贈り物、クリスマスプレゼント）

受取りが禁じられている贈り物

7. 受取りが禁じられている贈り物が渡されたならば、下記の通り取り扱わなければならない。
 - (ア) 渡された贈り物を返還しなければならない。

(イ) 渡された贈り物の受取りを希望する場合は、その贈り物の時価相当額を送り手に渡さなければならない。

(ウ) 長期保存ができない物等（果物、花）の場合は、局内の職員に分配しなければならない。

外国政府から渡された贈り物

8. 外国政府から渡された下記の贈り物は、例外として受け取ることができる。

(ア) その価値が400,000チャット以下の贈り物

(イ) 公用旅費（航空券代、生活費）

(ウ) 奨学金

(エ) 医療費

(オ) 外国政府から渡された贈り物は、上記の事項に合致しない場合であっても、贈り物の受け取り拒否することで双方の面目が立たなくなる場合は、その贈り物を受け取ることができ、その贈り物を省又は局に引渡さなければならない。

雑則

9. 贈り物に関する下記の規定を順守しなければならない。

(ア) 贈り物を間接又は直接要求してはならない。

(イ) 職務に影響を及ぼすとみなされることに関するいかなる贈り物も受け取ってはならない。

(ウ) 受け取ることが許されている贈り物であっても、それを何度も受け取ってはならない。

(エ) 贈り物が渡されたならば、それを受け取る場合も、拒否する場合も、速やかに上司に報告しなければならない。

(オ) 上記エ項の規定に関して、大統領及び副大統領に渡される贈り物については、担当室の副局長が、大統領府大臣に、速やかに報告しなければならない。